# の緑画が送のお知

第2回朝日町議会定例会(6月議会)の一般質問 の模様が右記日程で放送される予定です。

是非ご覧ください!

問い合わせ先 議会事務局 TEL 377-5656

・6月18日 (火) 19時~

· 6月22日(土) 19時~ (再放送) ※左記は予定です。変更され る場合がありますのであら かじめご了承ください。

放送チャンネルは、CCNet12(地デジ121ch)

# -トステーション」のご案内

「働きたいけど、どうしたらよいのか分からない」「働きたい けど自信が持てず一歩が踏み出せない」など働くことに悩みを抱 えている15~49歳までの方の「働き出す力」を引き出し、「職場 定着するまで」の就労を全面的にバックアップする支援機関です。

当町では、北勢地域若者サポートステーションの出張相談を役 場にて毎月第4水曜日10時~12時に実施しております。

ご利用の際は、北勢地域若者サポートステーションに直接お電 話の上ご予約ください。

本人だけでなく、ご家族からの相談もお受けいたします。 なお、今月の相談については右記の通りです。

若者サポートステーション

内容: 就労に対するさまざまな相談をお受けします。

対象:15~49歳で無職の方(ご家族・関係者・在学中でも可)

日時: 6月26日 (水) 10時~12時 場所:朝日町役場 1階 相談室

問合せ・申込先:

北勢地域若者サポートステーション TEL 359-7280

町の予算書は、分厚く、数字だらけでわかりにくいといわれています。

そのため、朝日町では、町民の皆様に当初予算の内容をわかりやすくお伝えするために、『まちの家計簿‐わかり やすい予算書-』を作成しました。

本書には、予算の成り立ちから令和6年度の主な取り組みまで、予算に関わることを幅広く掲載しております。予 算だけではなく、行政のしくみについて少しでも興味をもっていただけると幸いです。

『まちの家計簿-わかりやすい予算書-』は町ホームページに掲載しておりますので、 ぜひご覧ください。

問い合わせ先

総務課 TEL 377-5651



### ■廃棄物の焼却禁止

町へ寄せられる環境に関する苦情のうち、焼却灰による洗濯物 などへの汚れ、煙や臭いにより気分が悪くなったなど廃棄物の焼 却に関するものが多くなっています。

焼却は、火災の心配や、ダイオキシンなどの発生原因ともなり、 焼却している人自身の健康にも影響を及ぼすと言われています。

#### ■なぜ?いけないのか?

屋外でのごみ焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によ り、一部の例外を除き禁止されています。

例外と言えども、むやみに焼却して良いというわけではありません。 周辺の生活している人の立場にたって、生活環境へ十分配慮してくだ さい。また、このような場合でも、廃タイヤや廃塩化ビニールなどの 焼却は禁止です。

# 例外となる焼却方法

- ■国または地方公共団体がその施設を管理するために必要な廃棄 物の焼却
- ■震災、風水害、火災その他の災害の予防、応急対策又は復旧の ために必要な廃棄物の焼却
- ■風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ■農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行わ れる廃棄物の焼却
- ■たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で あって軽微なもの

### 具体的な例

河川敷の草焼き、道路側の草焼き

災害等の応急対策、火災予防訓練

正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事

焼き畑、あぜ草及び下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却

落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤー

※軽微なものとは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の 少量の焼却のことをいいます。

※例外となる方法で焼却していても、周辺から苦情等通報があった場合は焼却を止めていただきます。

## ■どうすればいいのか?

廃棄物は、分別の上、収集日や収集方法を守って処理してくだ さい。また、一時的に多量に発生する場合は直接「環境クリーン センター」へ持ち込みいただく方法がありますので、その際には 事前に防災環境課までご相談ください。

問い合わせ先 防災環境課 TEL 377-5610

## ■町民の皆様へ

屋外焼却や不法投棄といった廃棄物の不適正な処理が朝日町内で発 生しています。これら不適正処理の早期発見・回復のため、防災環境 課をはじめ関係機関は指導等行っておりますが、町民の皆様のご協力 も必要不可欠です。屋外焼却や不法投棄を発見した場合は当課までご 連絡をお願いいたします。

